

瀬戸市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市公平委員会委員長 日比 剛

瀬戸市公平委員会規則第1号

瀬戸市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和26年瀬戸市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
瀬戸市職員の不利益処分についての <u>審査請求</u> に関する規則	瀬戸市職員の不利益処分についての <u>不服申立て</u> に関する規則
目次	目次
第1章 総則（第1条—第4条）	第1章 総則（第1条—第4条）
第2章 <u>審査請求</u> （第5条・第6条）	第2章 <u>不服申立て</u> （第5条・第6条）
第3章 審査の手續（第7条—第14条）	第3章 審査の手續（第7条—第14条）
第4章 審査の結果執るべき措置（第15条・第16条）	第4章 審査の結果執るべき措置（第15条・第16条）
第5章 再審（第17条—第21条）	第5章 再審（第17条—第21条）
第6章 審査及び再審の費用（第22条）	第6章 審査及び再審の費用（第22条）
第7章 雑則（第23条）	第7章 雑則（第23条）
附則 （趣旨）	附則 （趣旨）
第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第8項及び第51条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下	第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第8項及び第51条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下

「処分」という。) についての審査請求の手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(当事者)

第2条 当事者とは、審査請求人及び処分者をいう。

2 処分について審査請求をする者を審査請求人と、処分を行った者を処分者という。ただし、処分者が当該処分を行った後においてその職を離れた場合には、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなす。

(代理人の権限)

第4条 代理人は、当事者のために、その事案の審査に関し必要な行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部を取り下げることはできない。

2 <省略>

第2章 審査請求

(審査請求)

第5条 処分についての法第49条の2第1項の規定による審査請求は、審査請求書正副各1通を公平委員会に提出してしなければならない。

2 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査請求人が記名押印しなければならない。

(1)から(8)まで <省略>

(9) 審査請求の年月日

3 審査請求書には、正副ともに処分説明書の写し各1通を添付しなければならない。ただし、

「処分」という。) についての審査請求又は異議申立て (以下「不服申立て」という。) の手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(当事者)

第2条 当事者とは、審査請求人又は異議申立人 (以下「不服申立人」という。) 及び処分者をいう。

2 処分について審査請求をする者を審査請求人と、異議申立てをする者を異議申立人と、処分を行った者を処分者という。ただし、処分者が当該処分を行った後においてその職を離れた場合には、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなす。

(代理人の権限)

第4条 代理人は、当事者のために、その事案の審査に関し必要な行為をすることができる。ただし、不服申立ての全部又は一部を取り下げることはできない。

2 <省略>

第2章 不服申立て

(不服申立て)

第5条 処分についての法第49条の2第1項の規定による不服申立ては、審査請求書又は異議申立書 (以下「不服申立書」という。) 正副各1通を公平委員会に提出してしなければならない。

2 不服申立書には、次の各号に掲げる事項を記載し、不服申立人が記名押印しなければならない。

(1)から(8)まで <省略>

(9) 不服申立ての年月日

3 不服申立書には、正副ともに処分説明書の写し各1通を添付しなければならない。ただし、

処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。

- 4 審査請求書の記載事項に変更を生じた場合には、審査請求人は、その都度、その旨を速やかに公平委員会に届け出なければならない。

(審査請求の受理及び却下)

第6条 審査請求書が提出されたときは、公平委員会は、その記載事項及び添付書類並びに処分の内容、審査請求人の資格及び審査請求の期限等について調査し、審査請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

- 2 前項に規定する調査の結果、審査請求書に不備の点があると認められるときは、公平委員会は、相当の期間を定めて、審査請求人にその補正を命ずることができる。ただし、不備の点が軽微であって、事案の内容に影響がないものと認められるときは、公平委員会は、職権でこれを補正することができる。

- 3 審査請求人が前項の補正命令に従わなかった場合には、公平委員会は、審査請求を却下することができる。

- 4 公平委員会は、審査請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に審査請求書の副本を送付しなければならない。

- 5 公平委員会は、審査請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

(審査の併合)

第7条 公平委員会は、当事者の申請又は職権により、同一又は相関連する事案に係る数個の審査請求を併合して審査することを適当と認めるときは、これを併合して審査することができる。

処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。

- 4 不服申立書の記載事項に変更を生じた場合には、不服申立人は、その都度、その旨を速やかに公平委員会に届け出なければならない。

(不服申立ての受理及び却下)

第6条 不服申立書が提出されたときは、公平委員会は、その記載事項及び添付書類並びに処分の内容、不服申立人の資格及び不服申立ての期限等について調査し、不服申立てを受理すべきかどうかを決定しなければならない。

- 2 前項に規定する調査の結果、不服申立書に不備の点があると認められるときは、公平委員会は、相当の期間を定めて、不服申立人にその補正を命ずることができる。ただし、不備の点が軽微であって、事案の内容に影響がないものと認められるときは、公平委員会は、職権でこれを補正することができる。

- 3 不服申立人が前項の補正命令に従わなかった場合には、公平委員会は、不服申立てを却下することができる。

- 4 公平委員会は、不服申立てを受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に不服申立書の副本を送付しなければならない。

- 5 公平委員会は、不服申立てを却下すべきものと決定したときは、その旨を不服申立人に通知しなければならない。

(審査の併合)

第7条 公平委員会は、当事者の申請又は職権により、同一又は相関連する事案に係る数個の不服申立てを併合して審査することを適当と認めるときは、これを併合して審査することができる。

2及び3 <省略>

(代表者)

第8条 審査が併合されている事案の審査請求人

は、それらのうちから代表者1名を選任し、及び解任することができる。

2 審査請求人が代表者を選任し、又は解任したときは、その者の氏名を公平委員会に届け出なければならない。

3 代表者は、審査請求人のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部を取り下げることはできない。

4 代表者が選任されている場合には、審査請求人に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

(書面審理)

第9条 公平委員会は、書面審理を行う場合においては、期限を定めて審査請求人に対し証拠の提出を求めるとともに、期限を定めて、処分者から答弁書及び証拠の提出を求めものとする。

2 公平委員会は、答弁書が提出された場合には、審査請求人にその写しを送付し、必要があると認めるときは、期限を定めて、反論書の提出を求めることができる。

3から14まで <省略>

(審査請求の取下げ)

第13条 審査請求人は、公平委員会が事案について裁決を行うまでの間は、いつでも、審査請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 審査請求の取下げは、書面でその旨を公平委員会に申し出て行わなければならない。

3 取下げのあった審査請求の部分については、

2及び3 <省略>

(代表者)

第8条 審査が併合されている事案の不服申立人

は、それらのうちから代表者1名を選任し、及び解任することができる。

2 不服申立人が代表者を選任し、又は解任したときは、その者の氏名を公平委員会に届け出なければならない。

3 代表者は、不服申立人のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての全部又は一部を取り下げることはできない。

4 代表者が選任されている場合には、不服申立人に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

(書面審理)

第9条 公平委員会は、書面審理を行う場合においては、期限を定めて不服申立人に対し証拠の提出を求めるとともに、期限を定めて、処分者から答弁書及び証拠の提出を求めものとする。

2 公平委員会は、答弁書が提出された場合には、不服申立人にその写しを送付し、必要があると認めるときは、期限を定めて、反論書の提出を求めることができる。

3から14まで <省略>

(不服申立ての取下げ)

第13条 不服申立人は、公平委員会が事案について裁決又は決定（以下「判定」という。）を行うまでの間は、いつでも、不服申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 不服申立ての取下げは、書面でその旨を公平委員会に申し出て行わなければならない。

3 取下げのあった不服申立ての部分について

初めから係属しなかったものとみなす。

(審査の打ち切り)

第14条 公平委員会は、審査請求人の死亡、所在不明等により審査を継続することができなくなったと認める場合又は処分者による処分の取消し、修正等により審査を継続する必要がなくなったと認める場合においては、審査を打ち切り、審査請求を棄却することができる。

(裁決)

第15条 公平委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて速やかに裁決を行い、裁決書を作成しなければならない。

2 裁決書には、次の各号に掲げる事項を記載し、各委員が記名押印しなければならない。

(1) 裁決

(2) <省略>

(3) 裁決の日付

3 公平委員会は、裁決書の写しを当事者に送達しなければならない。この場合においては、当事者に裁決に対する審査（以下「再審」という。）の請求の権利がある旨を併せて通知するものとする。

(指示)

第16条 公平委員会は、審査の結果、必要があると認める場合においては、任命権者に対し、書面で審査請求人がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない。

(再審の請求)

第17条 当事者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、公平委員会に対し、再審を請求することができる。

(1) 裁決の基礎となった証拠が虚偽のものである

は、初めから係属しなかったものとみなす。

(審査の打ち切り)

第14条 公平委員会は、不服申立人の死亡、所在不明等により審査を継続することができなくなったと認める場合又は処分者による処分の取消し、修正等により審査を継続する必要がなくなったと認める場合においては、審査を打ち切り、不服申立てを棄却することができる。

(判定)

第15条 公平委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて速やかに判定を行い、裁決書又は決定書（以下「判定書」という。）を作成しなければならない。

2 判定書には、次の各号に掲げる事項を記載し、各委員が記名押印しなければならない。

(1) 判定

(2) <省略>

(3) 判定の日付

3 公平委員会は、判定書の写しを当事者に送達しなければならない。この場合においては、当事者に判定に対する審査（以下「再審」という。）の請求の権利がある旨を併せて通知するものとする。

(指示)

第16条 公平委員会は、審査の結果、必要があると認める場合においては、任命権者に対し、書面で不服申立人がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない。

(再審の請求)

第17条 当事者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、公平委員会に対し、再審を請求することができる。

(1) 判定の基礎となった証拠が虚偽のものである

<p>ることが判明した場合</p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) <u>裁決</u>に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められた場合</p> <p>2 再審の請求は、<u>裁決</u>のあった日の翌日から起算して6月以内に行わなければならない。</p> <p>3 <省略></p> <p>4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が記名押印して、正副各1通を公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>裁決</u>の内容及び時期</p> <p>(3) <省略></p> <p>（再審の結果執るべき措置）</p> <p>第21条 公平委員会は、再審の結果に基づいて、最初の<u>裁決</u>を正当であると認める場合には、これを確認し、不当であると認める場合には、最初の<u>裁決</u>を修正し、又はこれに代えて新たに<u>裁決</u>を行わなければならない。</p> <p>2 <省略></p> <p>（雑則）</p> <p>第23条 この規則に定めるもののほか、処分についての<u>審査請求</u>の手續及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項は、公平委員会が定める。</p>	<p>ることが判明した場合</p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) <u>判定</u>に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められた場合</p> <p>2 再審の請求は、<u>判定</u>のあった日の翌日から起算して6月以内に行わなければならない。</p> <p>3 <省略></p> <p>4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が記名押印して、正副各1通を公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>判定</u>の内容及び時期</p> <p>(3) <省略></p> <p>（再審の結果執るべき措置）</p> <p>第21条 公平委員会は、再審の結果に基づいて、最初の<u>判定</u>を正当であると認める場合には、これを確認し、不当であると認める場合には、最初の<u>判定</u>を修正し、又はこれに代えて新たに<u>判定</u>を行わなければならない。</p> <p>2 <省略></p> <p>（雑則）</p> <p>第23条 この規則に定めるもののほか、処分についての<u>不服申立て</u>の手續及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項は、公平委員会が定める。</p>
--	---

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者の処分についての不服申立てであってこの規則の施行の前

にされた任命権者の処分に係る措置については、この規則による改正後の瀬戸市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。